

平成24年第3回宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時	平成24年11月20日（金） 10時00分 ～11時00分
場 所	宗像市役所2階 201会議室
出席者	委員：井上 禎男、櫻木 榮紀、上中 幸子、古賀 千種 市：総務課（石松課長、徳永係長、吉田）、福祉課（中野係長）、国保医療課（上島係長）
欠席者	委員：前田 誠
次第	1 会長あいさつ 2 前回会議録（平成24年第2回）の確認 3 前回付議案件の報告（平成24年第2回及び9月持ち回り分） 4 議題 （1）付議案件の審議（2件） （2）保有個人情報の目的外利用に係る報告 5 その他 （1）次回開催日の調整 （2）その他

1 略

2 前回会議録の確認（平成24年第2回）

平成24年第2回の会議録について確認を行う。議事録確認の署名は井上会長及び櫻木委員にお願いする。

3 前回付議案件の報告（平成24年第2回及び9月持ち回り分）

【総務課】7月の審議会でご審議いただいた11件については、7月26日に別紙写しのとおり市長に意見を提出しています。また、9月に持ち回りでご審議いただいた1件については、9月5日に別紙写しのとおり市長に意見書を提出しています。

4 議題

（1）付議案件の審議

第18号「盲ろう者に関する実態調査に係る個人情報の提供について」

【福祉課】この実態調査の実施主体は、社会福祉法人全国盲ろう者協会です。これは、厚生労働省が、盲ろう者に関する障害者総合支援法の施行及び3年後の見直しの基礎資料とするために、全国盲ろう者協会への補助事業として実施するものです。また、この調査は、厚生労働省の依頼に基づき、都道府県の協力を得て実施されるものです。調査の概要ですが、身体障害者手帳の交付状況調査、これは、視覚と聴覚の両方の障害の身体障害者手帳を交付されている者の人数とその内訳（性別、年齢、障害の状態・程度）について、県が調査し、全国盲ろう者協会に報告します。また、盲ろう者の生活状況に関する調査は、福岡県から該当者に調査票を送付し、該当者がその回答を盲ろう者協会に提出する流れになっています。今回、審議会に付議したのは、福岡県が盲ろう者に調査票を送付するに当たり、福岡県から個人情報の提供を市町村に依頼されたことによるものです。なお、提供する個人情報の項目は、視覚と聴覚の両方の障害の身体障害者手帳を交付している者に関する氏名、住所、郵便番号、性別、生年月日、

年齢と障害の等級で、提供する件数は５件です。

【委員】今回の調査では、市が盲ろう者個人にかかる特定の情報について県に提供し、県はその提供を受けて盲ろう者協会に提供することになっていますが、実施主体は、全国盲ろう者協会ということになるのでしょうか。

【福祉課】はい。

【委員】県と協会の関係はどうなるのですか。

【福祉課】協会が厚生労働省を通して福岡県に依頼することになります。県は、該当者の人数と性別、年齢、障害者手帳の等級を協会に報告します。個別の内容については、個人情報になるので、その部分は協会にはふれないようになっており、その部分は、県が実施します。

【委員】宗像市だけではなく、他の市町村にも個人情報提供の依頼がなされるのですよね。

【福祉課】はい。

【委員】個人情報の取扱いの範囲としては、県が把握するのですから、その辺は大丈夫だと思います。

【委員】今回の調査対象者は、視覚と聴覚、両方の手帳を交付されている人とのことですが、普段はどんな風に生活しているのでしょうか。

【福祉課】その実態を把握するために、今回調査を行います。宗像市には５人の該当者がおり、支援を受けながら生活しています。障害の程度によりますので、補聴器の使用等で聞こえる人などもあります。

【委員】今回の対象者は、盲とろうの両方なのですか。

【福祉課】はい。今回、対象者は、かなり限定されてきます。

【委員】障害者手帳は、県が発行しているのですから、今回の提供項目について、把握しているのではないのでしょうか。

【福祉課】市から県へ確認したところ、平成２１年までの分がデータ化されておらず、正確ではないとのことでした。台帳は、市でも管理しますし、転入転出の欄等もありますので、一番早くて正確なのは、市の台帳ということになります。

【委員】今回、新たに意見を求めるものということで、前例がないケースですが、福祉課として、今までこのようなケースはありませんでしたか。

【福祉課】まったく同じものはありません。昨年、厚生労働省の調査で、生活のしづらさに関する調査を行いました。これは、国が対象者を抽出し、市が対象者に調査票を送付し、国が指定したところに回答を返送するというものでした。この調査は、数が少なかったため把握できなかった部分があり、今回、新たに調査を行うものです。

【委員】宗像市だけでなく、すべての自治体に依頼があっているものであり、趣旨、目的からすれば、問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】回答に個人名を書く欄はありますか。

【福祉課】ありません。

【委員】このアンケートの回答は、義務なのでしょうか。

【福祉課】アンケートなので、拒否されてもかまいません。

以上の審議の結果、第１８号は、提案のとおり承認された。

第19号「平成25年度国民健康保険税納税通知書（普通徴収分）に係る製本及び封入作業委託業務について」

【国保医療課】この業務は、例年行っているもので、国民健康保険税の被保険者に対し、世帯ごとに納税通知書を送るというものです。作業の流れとしては、まず、市が印刷業者を選定し、受託した業者によって印刷された納税通知書の様式に、市が電算で個人情報を入力し、それを再度業者に送ります。受託業者は、納税通知書を製本、封入して市に返送し、市が郵便局に持って行って発送するというものです。受託業者には電算で打ち出した納税通知書に印字された個人情報を渡すものであり、データを渡すことはありません。

【委員】封入も委託するのですよね。

【国保医療課】個人情報が入った納税通知書を再度業者に渡して封筒に入れてもらいます。封入されたものが市に戻ってきた時点で、確認を行い、必要なものについては封入されたものを抜き出しての確認も行っています。

【委員】委託先の業者はどういうところですか。

【国保医療課】封緘^{ふうかん}の機械も持っている業者ということになります。来年度のことで、これから決めることになります。

【委員】例年の作業なので大丈夫だと思いますが、数が多いと、誤封入や誤送付が考えられるので、委託先の監督をお願いします。契約の内容も、きちんとしていただきますようお願いします。

【国保医療課】分かりました。仕様書の中に、個人情報の取扱いについての文言も入れています。

【委員】もし、記載された個人情報が悪用されるとしたらどんなことですか。

【国保】コピーして使用するなどということでしょうが、あまり考えられないと思います。個人情報の取扱いについては、仕様書の中で、適正に管理するよう規定しています。

【委員】委託先から個人情報の漏洩が起こった場合は、委託元も監督責任を問われることになります。業者選定の段階では、本当に信頼できる場所を選ばなければならないということになります。従業員が勝手にコピーしてもって行くといった可能性はゼロではありませんが、業者としては、利用するメリットがあまりなさそうなので、現実問題としては、もれることにはならないのではないかと思います。契約で、きちんと取り決めをし、個人情報を業者に残させないというのが大事だと思います。

【国保医療課】渡した納税通知書については、すべて市に返送してもらいますので、業者のほうに情報が残るということにはならないと思います。

【委員】個人情報をもれたということになると、業者も信用自体に関わりますので、そんなことはおそろくないでしょう。

以上の審議の結果、第19号は、提案のとおり承認された。

（2）保有個人情報の目的外利用に係る報告及び承認について

【総務課】今回は14件の目的外利用について報告し、承認を求めます。根拠規定はすべて宗像市個人情報保護条例第8条第1項第5号の同一実施機関内での利用に該当するものです。

【委員】11番の都市計画課が都市計画基礎調査を行った件ですが、本来、都市計画課が利用することが想定される場合なのではないでしょうか。これだけの数の個人情報が目的外利用という形で利用されるのは通常ではない気がします。そもそも、これらの情報は、市民課や税務課しか保有していない情報

なのでしょうか。

【総務課】そうですね。

【委員】では、目的外利用として市民課や税務課から情報をもらうということしかないのですね。

【総務課】今回の調査については、個別の案件というよりも、全体の件数などを統計的に処理するためにデータをもらっているもののようです。

【委員】目的外利用をする際、どの課のデータがふさわしいかは、各課の判断なのですか。

【総務課】そうです。土地や建物に関する情報がほしいときは税務課から、住民基本台帳に関する情報がほしいときは市民課から、というふうに情報をもらっています。

【委員】目新しい案件はありますか。

【総務課】14番の農業委員会の案件くらいだと思います。今回、調査の対象となった土地は、地目が農地になっていますが、実際には宅地と一体的に利用されており、農地ではないそうです。20年間農地として利用していない場合は、非農地と判断するのですが、この判断をするにあたり、この土地と一体的に利用されている宅地に建っている住宅の建築年度が必要だったということです。

【委員】税務課の情報がないと、農業委員会として正確な判断ができないということですね。

審議の結果、報告事項第3号は承認された。

5 その他

(1) 次回開催日の調整

次回開催日は平成25年3月18日（月）10：00からとする。

(2) その他

本日の議事録の署名は、次回、井上委員長と古賀委員にお願いする。

以上会議録は、事務局の調整したものです。その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成25年3月 日

会 長

署名者